

# 記載例

# 農業所得収支内訳書記載例 (市民税・県民税申告用)

# 表面

令和 05 年分収支内訳書 (農業所得用) (あなたの本年分の農業所得の金額の計算内容をこの表に記載して申告書に添付してください。)

住所	宇都宮市〇〇町123-1	業種名		事務所所在地	
フリガナ氏名	ウツノミヤ タロウ 宇都宮 太郎	農園名	〇〇農園	氏名(名称)	
		電話番号	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	電話番号	

現物での支払い分は、金額に換算して計上します。

2ページ(裏面)の「収入額の明細」の合計欄①②③及び⑤⑥の金額を転記します。

農業用の電気・灯油・ガソリン代等。  
※自宅用の電気・灯油等は除く

令和 6 年 3 月 4 日

(自 1 月 1 日 至 12 月 31 日)

2ページ(裏面)の「減価償却費の計算」の合計⑩の金額を転記します。

農地・農業用建物の固定資産税，農業用車両の自動車税，水利費，農協の組合費等。

使用可能期間が1年未満又は，10万未満の農具。

科目	金額(円)	科目	金額(円)
収入		経費	
① 販売金額	8957000	① 修繕費	125000
② 家事消費金額	275000	② 動力光熱費	270515
③ 雑収入	201000	③ 作業用衣料費	36000
④ 小計(①+②+③)	9433000	④ 農業共済掛金	18000
⑤ 農産物の期首棚卸高	145000	⑤ 荷造運賃手数料	82000
⑥ 農産物の期末棚卸高	164300	⑥ 土地改良費	18000
⑦ 計(④-⑤+⑥)	9452300	⑦ 共販諸掛	393426
⑧ 雇人費	290000	⑧ 雑費	63000
⑨ 小作料・賃借料		⑨ 農産物以外の期首棚卸高	342900
⑩ 減価償却費	242995	⑩ 農産物以外の期末棚卸高	306000
⑪ 貸倒金		⑪ 経費から差し引く果樹牛馬等の育成費用	100000
⑫ 利子割引料	133600	⑫ 小計(⑨-⑪+⑫)	3661491
⑬ 租税公課	72150	⑬ 経費計(⑧-⑫までの計+⑬)	4328086
⑭ 種苗費	84000	⑭ 専従者控除前の所得金額(⑦-⑬)	5124214
⑮ 素畜費	429000	⑮ 専従者控除	1360000
⑯ 肥料費	538000	⑯ 所得金額(⑭-⑮)	3764214
⑰ 飼料費	375000	⑰ 申告書の⑯に記載してください	
⑱ 農具費	286000	⑰のうち、肉用牛について特例の適用を受ける金額	
⑲ 農薬費	347500		
⑳ 諸材料費	587000		

### ○雇人費の内訳

氏名・住所又は作業名	日数	現金物	合計	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
東原町345-6 甲野 太郎	延日 16	80,000	93,000	0
西原町678-9 乙野 次郎	26	130,000	151,000	0
その他(8人分)	8	40,000	46,000	0
計	50	250,000	290,000	0

合計金額を，左の経費⑧に転記します。

### ○小作料・賃借料の内訳

支払先の住所・氏名	小作料、賃借料等の別	面積・数量	支払額
		a・kg	円

支払額の合計を，左の経費⑨に記入します。

### ○事業専従者の氏名等

氏名(年齢)	続柄	従事月数
宇都宮 春子 (46歳)	妻	12月
宇都宮 和夫 (24歳)	子	12
( )		
( )		
延べ従事月数		24

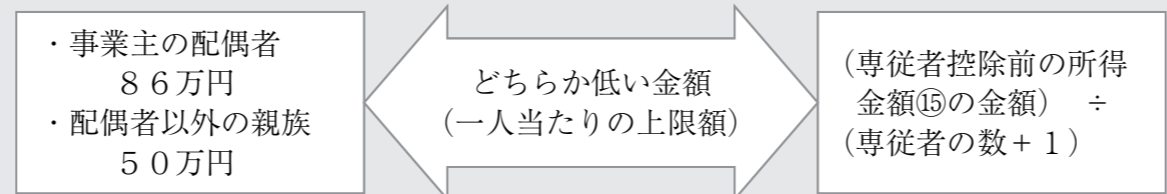
年末に，次年に繰越す未収穫農産物・資材が，毎年同程度の場合は，棚卸しを省略しても差し支えありません。

左表⑰の専従者控除がある場合に記入します。申告書裏面の11「事業専従者に関する項目」にも記入してください。  
※事業専従者とは，年間6か月を超えて専ら農業に従事している，生計を一にする15歳以上の親族が条件です。  
※事業専従者とした親族は，「扶養控除」の対象者とはできませんのでご注意ください。

### 【家事上の費用について】

農業用軽トラック等車両について支払った燃料費の内，通勤等の家事分に対応する費用や，農業用建物兼住宅等について支払った固定資産税の内，住宅分に対応する費用などは必要経費になりませんので，家事と農業の使用状況によってあん分し，農業部分のみを計上してください。

事業専従者一人一人について下図で計算した金額の合計額を専従者控除⑰の欄に記入



# 記載例

# 裏面

1年間に、販売した金額  
(出荷後の代金未受領分も含む)

家事・贈答用等に消費した分の金額  
(生産者販売価格により見積もります)

温室・ビニールハウス等で、栽培した作物はこの欄に記入します。

・期首・・・年頭に保有していた農産物の数量と金額  
(前年申告の期末分より)  
・期末・・・年末に保有していた農産物の数量と金額  
(次年申告の期首分になります)  
〔数量がわずかの場合は、省略しても差し支えありません〕

## ○収入金額の明細

農産物等の種類品名等	作付面積(飼育頭羽数)	販売金額	家事消費事業消費金額	農産物の棚卸高				農産物等の種類品名等(飼育頭羽数)	販売金額	家事消費事業消費金額	農産物の棚卸高					
				数量	金額	数量	金額				数量	金額	数量	金額		
水稲	120 <sup>a</sup>	1,380,000 <sup>円</sup>	195,000 <sup>円</sup>	600 <sup>kg</sup>	145,000 <sup>円</sup>	680 <sup>kg</sup>	164,300 <sup>円</sup>	きゅうり	600 <sup>頭</sup>	1,337,000 <sup>円</sup>	6,000 <sup>円</sup>					
自家野菜	5		60,000					トマト	600	1,408,000	4,000					
はくさい	40	1,624,000	3,000					小計	1,200 <sup>頭</sup>	2,745,000	10,000					
レタス	10	663,000	2,000					農産物計	7,832,000	275,000		⑤	145,000	⑥	164,300	
甘夏みかん	40	1,420,000	5,000					畜産物その他	肉豚	25 <sup>頭</sup>	1,125,000					
小計	215 <sup>a</sup>	5,087,000	265,000		145,000		164,300	小計	1,125,000	0						
								合計	①	8,957,000	②	275,000			③	201,000

償却の基礎になる金額は、取得年月日により、取得価額に対する金額が異なりますのでご注意ください。

○定額法  
平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産・取得価額と同額

○旧定額法  
平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産  
・建物・農機具等 90%  
・果樹・植物等 95%

※旧定額法の償却済の資産で、現在も事業の用に供している資産は、残存価格を5年間で「均等償却」できます。

育成途中の該当物は、減価償却費には計上できません。

取得価額が、10万円以上20万円未満の償却資産については、取得年から3年間で、取得価額の1/3ずつ必要経費にすることができます。

前年以前から育成中の場合は、前年末の「翌年への繰越額」と同額を記入します。

## ○減価償却

減価償却資産の名称等(繰延資産を含む)	面積又は数量	取得(成熟)年月	取得価額(償却保証額)	償却の基礎になる金額	償却方法	耐用年数	償却率又は改定償却率	本年中の償却期間	本年分の普通償却費(④×⑤×⑥)	特別償却費	本年分の償却費合計(⑩+⑪)	事業専用割合	本年分の必要経費算入額(⑩×⑫)	未償却残高(期末残高)	摘要
農業機械用車庫	33m <sup>2</sup>	H21.5	1,500,000	1,500,000	定額	15年	0.067	12/12	100,500	—	100,500	100%	100,500	26,000	
軽トラック	1台	R5.10	1,000,000	1,000,000	定額	4	0.250	3/12	62,500	—	62,500	100	62,500	937,500	
ビニールハウス	1式	H16.1	320,000	16,000	—	—	—	—	3,199	—	3,199	100	3,199	1	均等償却
甘夏みかん樹	40a	H19.1	520,000	494,000	旧定額	30	0.034	12/12	16,796	—	16,796	100	16,796	239,408	
一括償却資産	—	R3.	180,000	180,000	—	—	1/3	—	60,000	—	60,000	100	60,000	0	
計									242,995	—	242,995	⑩	242,995	1,202,909	

(注)平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産について定率法を採用する場合にのみ④欄のカッコ内に償却保証額を記入します。

## ○果樹・牛馬等の育成費用の計算(販売用の牛馬、受託した牛馬は除きます。)

果樹・牛馬等の名称	取得・生産・定植等の年月日	前年から繰越額	育成費用の明細				本年中に成熟したものの取得価額	翌年への繰越額	④、⑤、⑥の欄の金額の計算方法
			本年中の種苗費、種付料、素畜費	本年中の肥料、農薬等の投下費用	小計	育成中の果樹等から生じた収入金額			
甘夏みかん樹(20a)	H30.11	395,000		100,000	100,000	40,000	60,000	455,000	
計		395,000		100,000	100,000	40,000	60,000	455,000	

### 【中古資産を取得した場合の耐用年数】

中古資産を取得した場合の耐用年数は、次の年数とすることもできます。  
・中古資産は「中古」と記入します。

- ・法定耐用年数の一部を経過した償却資産  
 $(\text{法定耐用年数} - \text{経過年数}) + \text{経過年数} \times 0.2$
- ・法定耐用年数の全部を経過した償却資産  
 $\text{法定耐用年数} \times 0.2$

〔1年未満の端数は切り捨て、ただし値が2年未満となる場合は、2年とします〕

飼料・肥料・農薬費のみを、育成費とすることができます。

育成中の果樹からの収入は、育成費から差し引きます。(販売金額に収入を計上した場合は、育成費から差し引けません)

## ◎本年中

種類・構造等	耐用年数	償却率(下欄取得日)	
		～H.19.3.31	H.19.4.1～
木造・合成樹脂造	15年	0.066	0.067
木骨モルタル造	14年	0.071	0.072
鉄骨4mm超	31年	0.033	0.033
鉄骨3～4mm	24年	0.042	0.042
鉄骨3mm未満	17年	0.058	0.059
ビニール・骨格金属	10年	0.100	0.100
基礎定着	14年	0.071	0.072
軽トラック	4年	0.250	0.250
※以下の耐用年数はすべて7年で計算します。			
乗用トラクター・普通型コンバイン・ボイラー・ポンプなど	7年	0.142	0.143
田植機・歩行型トラクター・自脱型コンバイン・ロータリー・ハロー・噴霧器・刈取機など	7年	0.142	0.143

1ページ(表面)の収入金額の⑤⑥に転記します。

受取共済金・出荷奨励金・農作業受託料・補助金等を記入します。

1ページ(表面)の収入金額の①②③に転記します。

旧定額法での償却が終了している資産の、残存価格を償却する場合は、「均等償却」と記入します。

1ページ(表面)の経費⑩へ転記します。